

山鹿市職員（普通会計）の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	48,639人	33,744,007 千円	2,349,607 千円	4,541,730 千円	13.5%	14.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

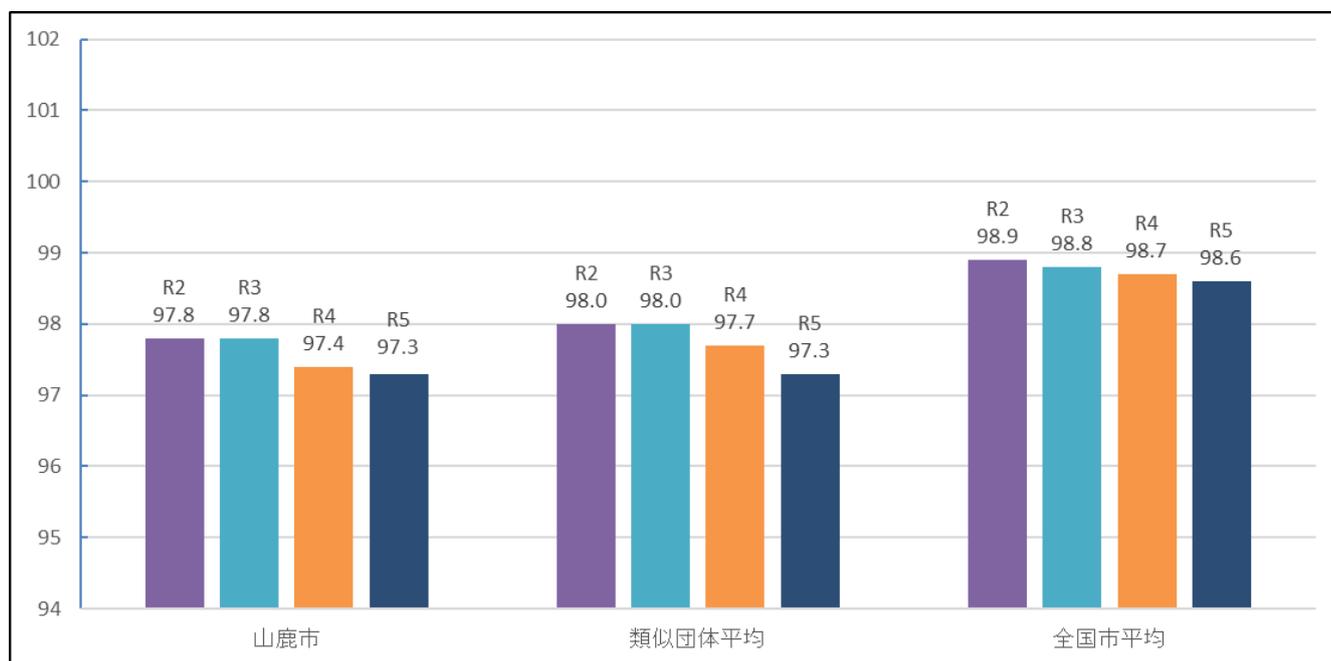
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	465人	1,835,254 千円	255,465 千円	740,548 千円	2,831,267 千円	6,089 千円	5,801 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)

平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引下げ。

激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

[実施]

国と同様に見直しを実施。

(平成28年4月1日実施 対象地域：東京都特別区 18%→20%)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山鹿市	43.1歳	322,180円	370,171円	349,291円
熊本県	43.2歳	325,545円	398,197円	334,731円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.5歳	315,462円	375,268円	341,024円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 B	A/B
山鹿市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち学校 給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその 他技能労 務職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	55.8歳	183人	322,195円	355,337円	323,192円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.2歳	134人	308,041円	334,099円	319,891円	—	—	—	—

年収ベース（試算値）の比較	公務員(C)	民間(D)	C/D
山鹿市	—	—	—
うち学校給食員	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。
 2 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等は完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山鹿市	43.8歳	319,000円	337,424円
熊本県	44.5歳	362,915円	400,979円
国	—	—	—
類似団体	40.3歳	295,347円	327,131円

- (注) 1 「平均給料月額」とは令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		山鹿市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	161,500円	—
	中学卒	143,800円	145,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	279,303円	342,440円	377,157円	393,000円
	高校卒	219,866円	297,467円	360,983円	376,000円
技能労務職		—	—	—	—

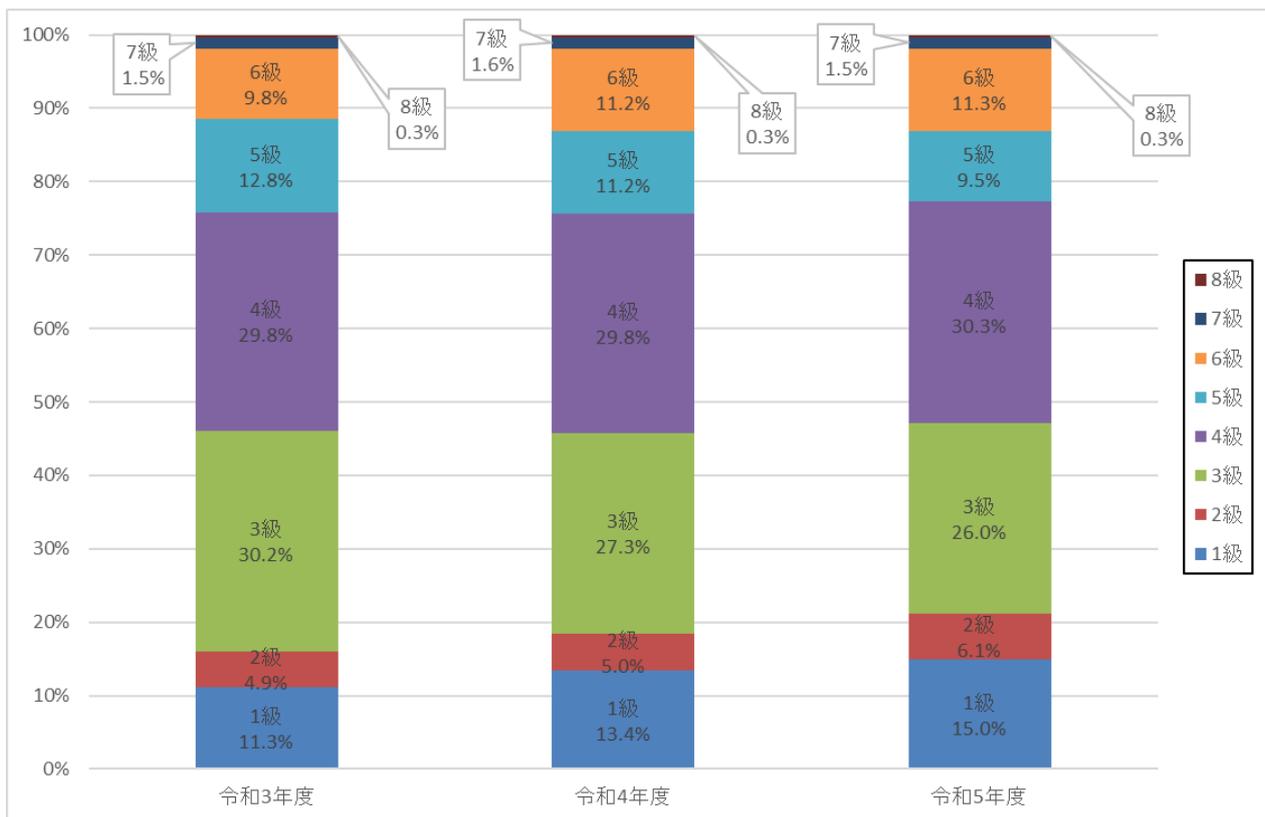
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	49人	15.0%	150,100円	247,600円
2級	主事	20人	6.1%	198,500円	304,200円
3級	係長 主任 主任主事	85人	26.0%	234,400円	350,000円
4級	係長 主任	99人	30.3%	266,000円	381,000円
5級	課長 課長補佐	31人	9.5%	290,700円	393,000円
6級	課長	37人	11.3%	319,200円	410,200円
7級	部長	5人	1.5%	362,900円	444,900円
8級	部長	1人	0.3%	408,100円	468,600円

(注) 1 山鹿市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

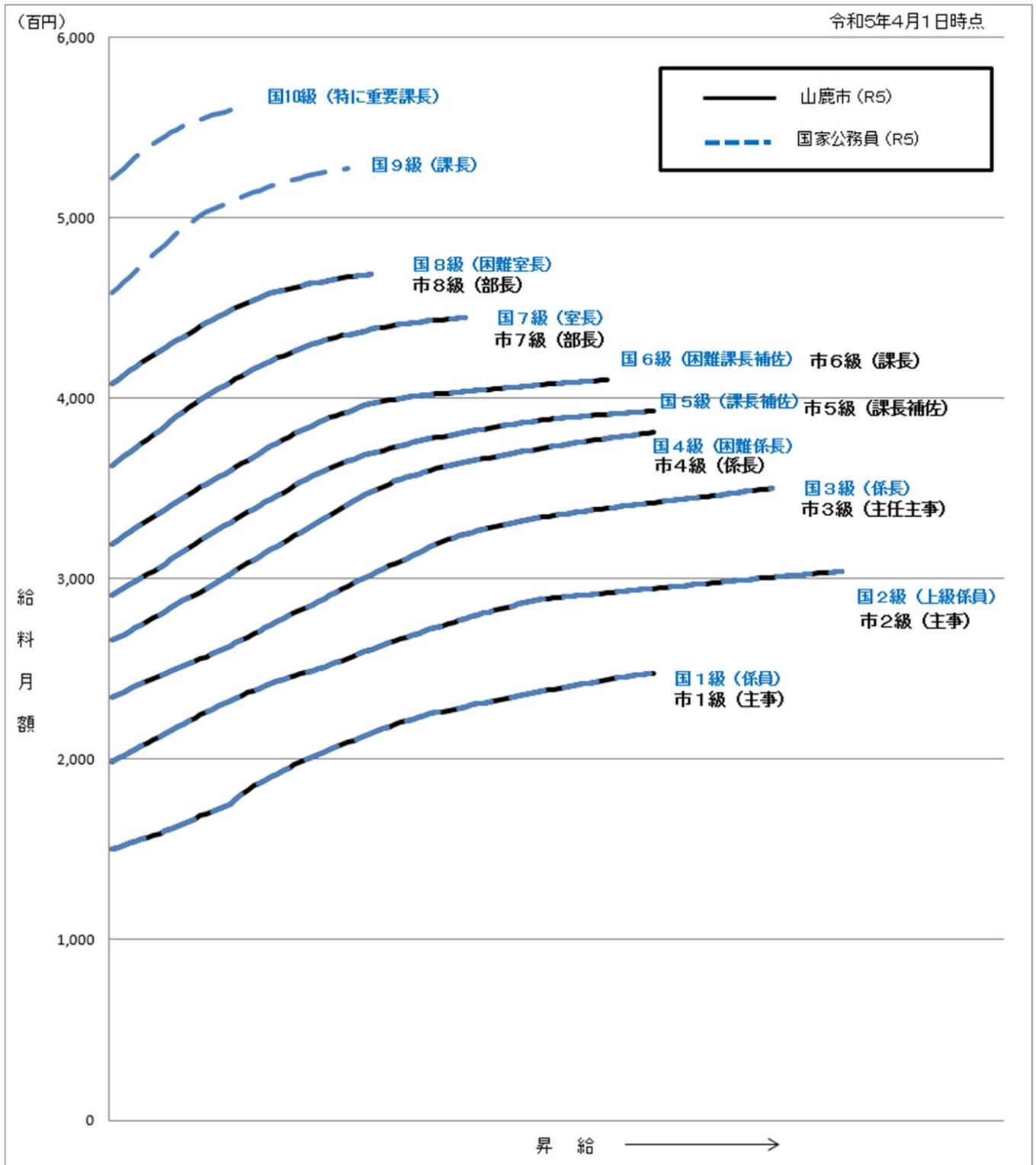
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



等級及び職制上の段階ごとの職員数

等級	職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事又は技師の職務	49	15.0%	主事	49	178	54.4%	係員級			
				技師等	0						
				計	49						
2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師	20	6.1%	主事	20						
				技師等	0						
				計	20						
3級	係長、主任、主任主事、主任技師の職務	85	26.0%	主任	15						
				主任主事	68						
				主任技師等	2						
				計	85						
4級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う係長、主任の職務又はこれらに相当する職務	99	30.3%	主任	24				75	22.9%	係長級
				係長	42						
				保育園長	4						
				専門員	28						
				隣保館長	1						
				計	99						
5級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐の職務又はこれに相当する職務	31	9.5%	課長補佐	22				28	8.6%	課長補佐級
				センター長補佐	2						
				局長補佐	1						
				主幹	3						
				室長	2						
				審議員	1						
				計	31						
6級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務又はこれに相当する職務	37	11.3%	課長	21	31	9.5%	課長級			
				センター長	4						
				事務局長	2						
				審議員	1						
				議会事務局長	1	9	2.8%	次長級			
				次長	7						
				会計管理者	1						
				計	37						
7級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務又はこれに相当する職務	5	1.5%	部長	5	6	1.8%	部長級			
				計	5						
8級	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務又はこれに相当する職務	1	0.3%	部長	1						
				計	1						
総計		327	100.0%		327				327	100.0%	

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から 令和6年4月1日までにける運用		管理職員		一般職員	
		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分				
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない	○	○	○	○
	活用予定時期	令和7年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 鹿 市	熊 本 県	国
1人当たり平均支給 (R4年度) 1,562千円	1人当たり平均支給額 (R4年度) 1,665千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和7年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

山 鹿 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%) 1人当たり平均支給額 14,702千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (R5 年度決算)	587 千円
----------------	--------

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (R5 年度決算)		4,509 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)		53 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5 年度)		17%		
手当の種類 (手当数)		12		
手当の名称	主な対象職員	主な対象業務	支給実績 (R5 年度決算)	左記職員に対する支給単価
税滞納処分業務手当	税務担当職員	税滞納処分業務	27 千円	1 件 200 円又は 1 日 1,000 円
社会福祉業務手当	社会福祉業務従事職員	社会福祉業務	228 千円	1 日 300 円又は 1 件 1,000 円 ~2,000 円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	4,254 千円	1 日 290 円
火災出動手当	消防職員	火災現場出動		1 回 350 円
夜間通信指令業務手当	消防職員	夜間通信指令		1 日 350 円
救急出動手当	消防職員	救急現場出動		1 回 250 円 ~300 円
特定行為手当	消防職員	特定行為		1 回 600 円
機関員手当	消防職員	機関員出動		1 回 50 円
水難救助出動手当	消防職員	水難救助現場出動		1 回 350 円
潜水作業手当	消防職員	潜水作業		1 回 350 円
毒劇物処理手当	消防職員	毒物処理		1 回 2,600 円
査察手当	消防職員	査察業務		1 日 100 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R5 年度決算)	70,665 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R5 年度決算)	165 千円
支給実績 (R4 年度決算)	71,346 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (R4 年度決算)	176 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5 年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○その他の扶養親族 1人 6,500 円 ○加算措置 16~22 歳年度までの間にある子 1人につき 5,000 円加算	同じ		60,557 千円
住居手当	○借家の場合 28,000 円まで	同じ		29,325 千円
通勤手当	○自動車などを利用する場合 2,000 円~31,600 円 ○バスなどを利用する場合 運賃に応じて 55,000 円まで	同じ		27,135 千円
管理職手当	定額化 36,000 円~62,000 円	同じ		33,240 千円
単身赴任手当	距離による	同じ		0 千円
休日勤務手当	勤務時間による	同じ		21,810 千円
夜間勤務手当	勤務時間による	同じ		7,518 千円
宿日直手当	勤務及び災害対応による	同じ		984 千円
管理職 特別勤務手当	勤務時間による	同じ		0 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	835,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 市 長 1,000,000 円／454,500 円 副市長 802,000 円／585,000 円
	副市長	648,000 円	
報 酬	議 長	410,000 円	議 長 550,000 円／347,900 円
	副議長	375,000 円	副議長 515,000 円／285,100 円
	議 員	353,000 円	議 員 470,000 円／268,200 円
期 末 手 当	市 長 副市長	(R4 年度支給割合) 3.30 月数 加算措置：有	
	議 長 副議長 議 員	(R4 年度支給割合) 3.30 月数 加算措置：有	
退 職 手 当	市 長 副市長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
		給料月額×0.4×在職月数	16,032,000 円 (任期毎)
		給料月額×0.3×在職月数	9,331,200 円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

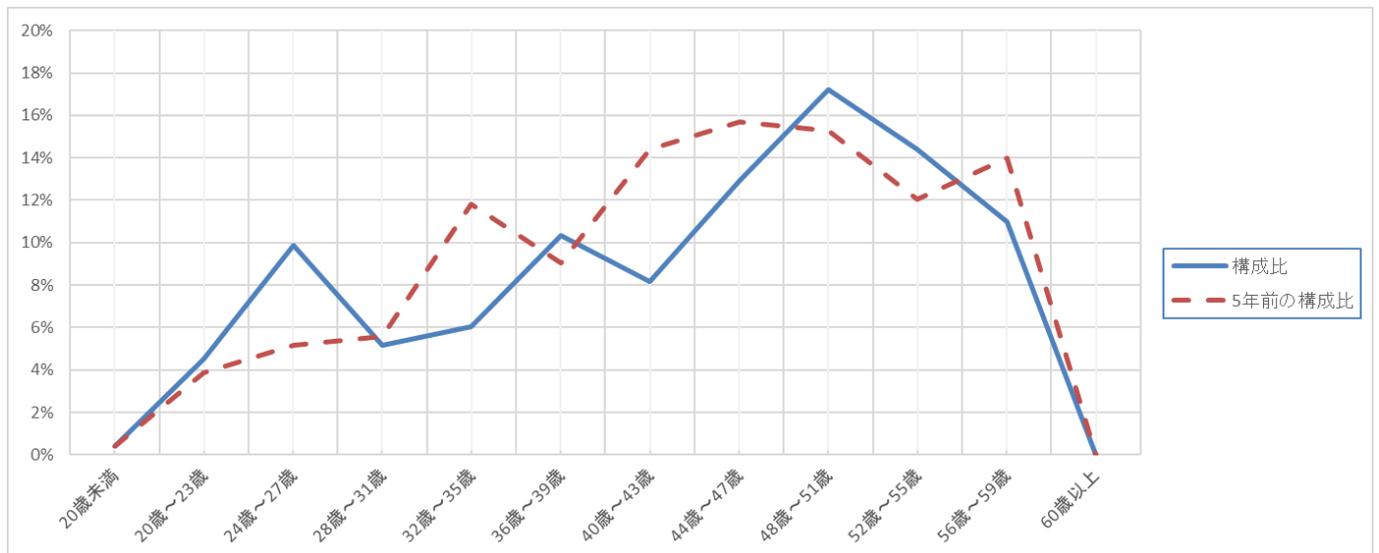
6 職員数の状況（各年度4月1日現在）

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年度	令和5年度		
一般行政	議会	5	5	0	事務の見直し及び退職不補充 【参考】（令和5年4月1日） 人口1万当たり職員数 66.75名 類似団体の " 83.26名
	総務	88	91	3	
	税務	19	18	△1	
	農林水産	41	42	1	
	商工	16	23	7	
	土木	29	31	2	
	民生	86	81	△5	
	衛生	39	37	△2	
	小計	323	328	5	
特別	教育	61	56	△5	事務の見直し及び退職不補充
	消防	80	81	1	
	小計	141	137	△4	
普通会計合計		464	465	1	【参考】（令和5年4月1日） 人口1万当たり職員数 94.63名 類似団体の " 106.85名

（注） 職員数は臨時職員及び非常勤職員を除く一般職に属する職員である。

（2）年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	21人	46人	24人	28人	48人	38人	60人	80人	67人	51人	0人	465人

(3) 職員数の推移

部 門 \ 年 度	(参考) 令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	増減累計
普通会計 ※消防職員を除く	402 (398)	390 (393)	384 (394)	384 (406)	— (407)	— (405)	△18
消防職員	79 (79)	80 (80)	80 (80)	81 (82)	— (84)	— (85)	1

- (注) 1 第4次定員管理計画始期(令和2年)及び計画期間(令和3年～令和7年の5年間)における各年度4月1日現在の職員数。
 2 ()内は、計画目標職員数。
 3 増減累計は計画始期(令和2年度)に対する現年度職員数の増減である。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日・日曜日

(2) 休暇の設置状況

事 由	期 間	
年次有給休暇	20日以内	
病気休暇	90日以内	
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を越えない範囲で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	9日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産の日まで 出産の日の翌日から8週間
	育児時間休暇	子が3歳になるまで、1日に2回各45分
	配偶者育児参加休暇	(配偶者の出産予定日以前8週間から) 出産の翌日から8週間までの期間で5日以内
	配偶者出産補助休暇	3日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、暦年に5日以内
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏季休暇	3日以内

8 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和5年度）

（1）懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人数	0	0	0	1	1

（注） 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分である。

（2）分限処分の状況（令和5年度）

	降任	免職	休職	降給	計
人数	0	0	11	0	11

（注） 分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分である。

9 職員のサービスの状況（令和5年度）

育児休業の取得状況

	育児休業取得者数
男性	4
女性	16
計	20

10 職員の研修状況（令和5年度）

新規採用職員研修（年3回開催）	16名
派遣研修 市町村アカデミー	1名
国際文化研修所	2名
NOMA研修	14名
人材マネジメント部会	3名
熊本市町村職員研修協議会研修	78名
市長講話	344名
副知事講話	150名
交通法規研修	416名
ストレスチェック後職場環境改善研修	44名
健幸都市宣言に向けた職員研修	全職員
熊本連携中枢都市圏研修 4回開催（各自申込）	
「人材マネジメント研究部会」派遣職員による研修	24名
定住自立圏合同研修	70名
人事交流等（県・広域等）	4名

1.1 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和5年度）

（1）健康診断の状況

区 分	受診者数
定期健康診断	627 人
人間ドック（共済組合助成）	273 人・配偶者等 20 人

（2）福利厚生費

事業名	金額
健康診断事業	8,395,145 円
ストレスチェック診断事業	595,936 円
予防接種事業	0 円

1.2 採用の状況（令和5年度）

採用試験（令和4年度中実施）

職 種	申込者数	第1次試験 受験者数A	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数B	倍率 A/B
一般事務（大卒）	52	16	9	8	2.0
一般事務（高卒）	24	16	8	4	4.0
社会人経験者	17	8	5	2	4.0
土木（高卒）	6	6	3	0	0.0
保育士	1	1	1	1	1.0
保健師	1	1	1	1	1.0
管理栄養士	11	8	3	2	4.0
消防（高卒）	19	14	6	2	7.0

1.3 職員の任免等に関する状況（令和5年度）

（1）職員の任免状況

職 種	採用者数	退職者数
事 務	14	15
保 育 士	0	2
保 健 師	0	2
調 理 師	-	0
管理栄養士	2	1
消 防	2	3
計	16	23

(2) 職員の再就職に関する状況（離職時に課長級以上であった職員）
令和5年度中退職者のうち再就職した旨の届出があった者 0人

1.4 措置要求、不服申立ての状況（令和5年度）

内 容	実 績
勤務条件に関する措置の要求の状況	無
不利益処分に関する不服申立ての状況	無

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 熊本県山鹿市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.9%
全職員	88.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.9%
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	101.2%
本庁係長相当職	99.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.3%
31～35年	90.6%
26～30年	92.1%
21～25年	92.4%
16～20年	92.4%
11～15年	92.3%
6～10年	96.2%
1～5年	103.6%

【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は62.6%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となるまでの年度単位で算出している。